

岩手県告示第918号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成30年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市及び紫波郡紫波町
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年10月17日から平成31年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び車載写真レーザ測量による地形測量）